

# 事務所通信



令和3年8月号

山本修税理士事務所  
株式会社 川島経営研究所

<http://www.kawa-kei.co.jp>

〒105-0014 東京都港区芝2-2-15 芝ヒロビル5F

TEL03(3456)4361 FAX03(5476)7255 E-mail:[info@kawa-kei.co.jp](mailto:info@kawa-kei.co.jp)

## コロナとオリンピック

オリンピックを開催できないほどのコロナの流行なのかがわからないまま、G7各国の賛同を得てオリンピックが始まった。日本選手の活躍が感動的で、テレビの前にくぎ付けだ。選手もコロナ禍のなか、オリンピックの開催に感謝している。しかしこロナは爆発的に感染拡大している。海外からの選手や関係者には、コロナ対策に無頓着な人も多い。コロナ感染者の拡大にオリンピックが直接悪影響を与えていたとは考えられないが、拡大しているのは事実なので、オリンピック終了後に元に戻すのは大変である。

高齢者のワクチン接種が進みつつある中で、10代、20代の若者の感染が多くなっている。若者の意識としては、自分たちが感染しても重症化しない、ワクチン接種が終わった高齢者には感染しない、自粛することに疲れた、元の生活に戻ろうということだ。



感染予防のために、  
できること。

All we have to do prevent infection is simple.  
The new Commandment | COVID-19 | 2020 Tokyo Olympic Games

QRコード: <https://www.tokyo2020.org/ja/coronavirus-prevention-measures>

諸悪の根源の一つとされている新宿歌舞伎町は、それほど無法地帯ではなく、夜10時頃の人通りは少ない。感染拡大は一部の地域だけが悪いのではなく、飲食施設のあるところ、つまり東京全体、日本全体の問題だ。さらに日本だけではなく、欧洲、米国、南アメリカ、アジアでも再拡大があり深刻だ。

その理由は、コロナウイルスの軽視、ワクチン接種の進捗による気分的な問題及び行動制限に反対する各個人の自由な思想の表れである。感染しても軽症で済むはずだから感染しても構わないと考えている。欧米人はインフルエンザと同じと考えている。

医療専門家も現在の感染拡大の原因を明確に説明していない。デルタ株などの変異種情報をつかみ切っていないようだ。昨年の2月からテレビ、新聞、ネットで毎日コロナ対策が報じられてきた。「医療崩壊するから気を付けるように。」という発言が多かった。目的が違うと思う。「感染すると健康が大きく損なわれる所以気を付けるように。」が正しい。医療崩壊を避けるためにコロナにかかるないようにしているわけではない。

オリンピックの開催と我々一般市民とは濃厚接触の接点がないので、コロナの感染拡大とは直接関係はない。しかし開会式連休などが心の緩みにつながっている。連休後の大波はいつものとおり。イベントがなくなり、外出規制もされており、厳しい行動制限は選手団も同じだ。テレビ観戦する我々も競技をする選手も、競技とオンライン応援に集中してこのままオリンピック本来の戦いを継続してもらいたいと思う。



オリンピック開催についてネットでは否定的な意見もあった。朝日新聞も否定していた。甲子園の高校野球は開催するにもかかわらずである。そういえば慰安婦問題のねつ造などは国家反逆罪も同様だった。「朝日新聞なくなるんだって」と論評が出そだ。正しくは最近の3年間で、一般紙の合計が約500万部減少していく、これは朝日新聞の発行部数とほぼ同じなのである。朝日新聞は公正だと思っていたが、無理だ。日本の進むべき方向よりも大事にすべき主張があるに違いない。ネットの意見は誰がどういう背景で意見を出しているか不明なので大いに留意すべきである。誤字も多いし。

政府のコロナ対策、オリンピック対策は、どの政党が行っても同じ結果になる。政権の責任ではない。コロナについては、デマ情報や誤情報に気を付けて一人一人が安全・安心対策を行うべきである。

(新宿事務所 鈴木隆雄)

## 贈与税に関する税制改正について

日常生活を送る中では様々な関係性や目的で財産の受け渡しをすることがあると思います。なかでも金銭の受け渡しは税務の観点から見ると、大きく「貸借」か「贈与」か「その他」に分けることができます。本文ではこの内の「贈与」に焦点を当てていきたいと思います。「その他」とは、被扶養者への生活費や学資金の援助を指しており、これは貸借や贈与とは性格が異なるので、そのどちらにも属しません。

税務では原則的に、他人から資産の贈与（今回の場合は金銭）があった場合には贈与契約書を作成し、受贈者が実際に金銭を授受した年の翌年の3月15日までに贈与税申告書を提出し、贈与税を納付しなければなりません。これは親族、友人、あるいは赤の他人であっても同様です。なお、贈与税の基礎控除額（どのような贈与であっても非課税となる額）は110万円ですので、贈与税が発生するのは1月1日から12月31日の一年の間に「合計110万円を超える」金銭を取得した場合です。

しかし、一定の条件を満たした場合には、例外として贈与税が非課税とされる場合があります。そこで、その一例として、令和3年度の税制改正で改正された「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合」について記述していきます。なお、直系尊属とは受贈者から見て、家系図上、直接の祖先にあたる方を言い、曾祖父母や祖父母、父母を指します。また、養父母もこれにあたります。一方、兄や姉、弟や妹はこれにあたりません。

住宅取得等資金贈与の要件と非課税限度額は、次のようにになります。

### ○要件

- 直系尊属からの金銭の贈与であること。
- 対象物件の売買契約や改築などの工事契約の契約締結日が令和3年12月31日以前であること。
- 受贈者の年齢が贈与を受けた年の1月1日時点で20歳以上であること。
- 受贈者の贈与を受けた年の所得が2,000万円以下であること。

- 受贈者本人が住むための住宅を購入もしくは改築するための資金であること。
- 住宅の床面積が50m<sup>2</sup>～240m<sup>2</sup>以下であること。（受贈者の贈与を受けた年の所得が1,000万円以下の場合は40m<sup>2</sup>～240m<sup>2</sup>以下）
- 贈与を受けた年の翌年の3月15日までに当該物件に居住するか、もしくは、その後遅く居住する確実な見込みがあること。
- 親族や特別な関係のある人との売買契約や工事契約ではないこと。

### ○非課税限度額

(単位：万円)

消費税等が10%である場合		左記以外の場合	
省エネ等住宅	左記以外の住宅	省エネ等住宅	左記以外の住宅
1,500	1,000	1,000	500

省エネ等住宅とは、断熱等性能や耐震性などの省エネ等基準に適合する家屋であることが一定の書類で証明されたものを指します。

上図の非課税限度額は、基礎控除額とは別の枠なので、非課税限度額が1,500万円まで拡充された場合の非課税額は1,610万円となります。

この非課税制度は、以前から運用されていた制度です。改正前の規定では令和3年3月31日から非課税限度額が引き下げられる予定でしたが、改正前の内容を据え置いて、運用し続ける内容となっています。

当制度を利用できるか否かの判断基準は契約書などの締結日が令和3年12月31日より前であるかになりますが、当該贈与にかかる贈与税の申告期限は、契約書などの締結日ではなく実際に金銭の授受があった年の翌年の3月15日までであることに注意が必要です。

また、現行の税法で認められていますこの基礎控除自体を廃止しようとする動きもありますので、今後の税制改正を注視する必要があります。

(新宿事務所 小川将典)